

# 白百合女子大学キリスト教文化研究所規程

## (趣旨)

第1条 本規程は、白百合女子大学学則第46条に基づき、白百合女子大学キリスト教文化研究所（以下、「研究所」と略称する）の組織および運営に関して、必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 研究所は、キリスト教とその文化・思想・教育および隣接する諸領域を研究し、白百合女子大学の建学の精神ならびに教育理念を学内外に広めることを目的とする。

## (活動)

第3条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の諸活動を行う。

1. キリスト教文化・思想等に関する総合的研究
2. 各種研究会・講演会・セミナー等の開催
3. 文献・資料等の蒐集、保管、供覧
4. 研究成果の発表（書籍、論集、所報など）
5. チャペルコンサートの企画運営
6. その他、前条の目的を達成するために必要な活動

## (組織)

第4条 研究所に次の構成員を置く。

1. 所長
2. 所員

3. 準所員
4. 客員所員
5. 委嘱研究員
6. 事務職員

(所長)

第5条 所長は、学長が任命する。

- 2 所長は、研究所を代表し統括する。
- 3 所長の任期は、2年とする。ただし、再任（2期を限度）を妨げない。

(所員)

第6条 研究所の所員は、本学専任および兼任の教職員のうちから、運営委員会の承認を経て、所長が任命する。

- 2 所員は、研究所の研究活動、その他の業務の推進にあたる。

(準所員)

第7条 研究所は、準所員を置くことができる。準所員は、本学大学院学生、研究所の目的に沿った研究活動を行っている本学卒業生・大学院修了者のうちから、所員の推薦のもとに、運営委員会での承認を経て、所長が任命する。

- 2 準所員は、所員会議の表決には関与できない。

(客員所員)

第8条 所員であった者が、本学退職後も引き続き研究所の活動に参加することを希望し、運営委員会で承認された場合には、客員所員となることができる。

- 2 客員所員は、所員会議の表決には関与できない。

(委嘱研究員)

第9条 研究活動の活性化を図るため、所員、準所員、又は客員所員の資格をもたない者を委嘱研究員として研究に参画させることができる。

- 2 委嘱研究員は、当研究所の研究計画において研究を分担するものとする。
- 3 委嘱研究員は、分担する研究に十分な能力を有すると認められる者とする。
- 4 委嘱研究員は、所員が推薦し、運営委員会の審査を経て、所長が委嘱する。
- 5 委嘱研究員の委嘱期間は1年とする。ただし、研究計画に従った研究が完了する年度まで更新することができる。
- 6 委嘱研究員は、図書館所定の手続きによって図書館サービスの一部を利用することができる。

(事務職員)

第10条 事務職員は、所長および運営委員の推薦により、学長が任命する。

- 2 事務職員は、所長の命を受け、第3条に定める業務を補佐する。

(所員会議)

第11条 所員会議は、全所員をもって構成する。

- 2 会議は、所長が招集し、研究所の目的遂行に必要な事項について協議する。

(運営委員会・運営委員)

第12条 研究所に運営委員会を置く。運営委員会は、所長が招集し、研究所の目的遂行に必要な事項について、企画・立案を行うことを旨とする。

- 2 運営委員は、所員である本学専任教員のうちから所長が推薦し、所員会議を経て、学長が任命する。
- 3 運営委員は、所長を補佐し、研究所活動の円滑化を図る。
- 4 運営委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(規程の改正)

第13条 本規程は、所員会議の議を経て学長が決定する。

付則 本規程は、平成10年4月1日から施行する。

本規程は、2000年（平成12年）4月1日から施行する。

本規程は、2001年（平成13年）4月1日から施行する。

本規程は、2019年（令和元年）11月1日から施行する。

本規程は、2021年（令和3年）6月1日から施行する。